

しぶたに学園 池田市立渋谷中学校
いじめ防止対策基本方針

令和8年(2026年)4月1日

しぶたに学園
池田市立渋谷中学校
いじめ防止対策委員会

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1、基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な育成に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権の尊重を全ての教育活動の基本理念とし、全ての生徒が安心して学べる学級・学年・学校づくりをめざす。」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに「池田市立渋谷中学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2、いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係のある他の生徒から、心理的又は物理的な影響を与えられる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、該当生徒がかかわっている仲間や集団など、該当生徒と何らかの人間関係のある者を指す。）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。

3、いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(毎週開催している生徒指導委員会がその役割を担うこともある。)

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童・生徒支援コーディネーター、学年代表、学年生徒指導、人権教育担当、研究部長、養護教諭、支援学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、通級担当

(3) 役割

ア、未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

イ、早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受け付ける窓口としての役割。

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

ウ、学校いじめ防止対策基本方針に基づく取り組み

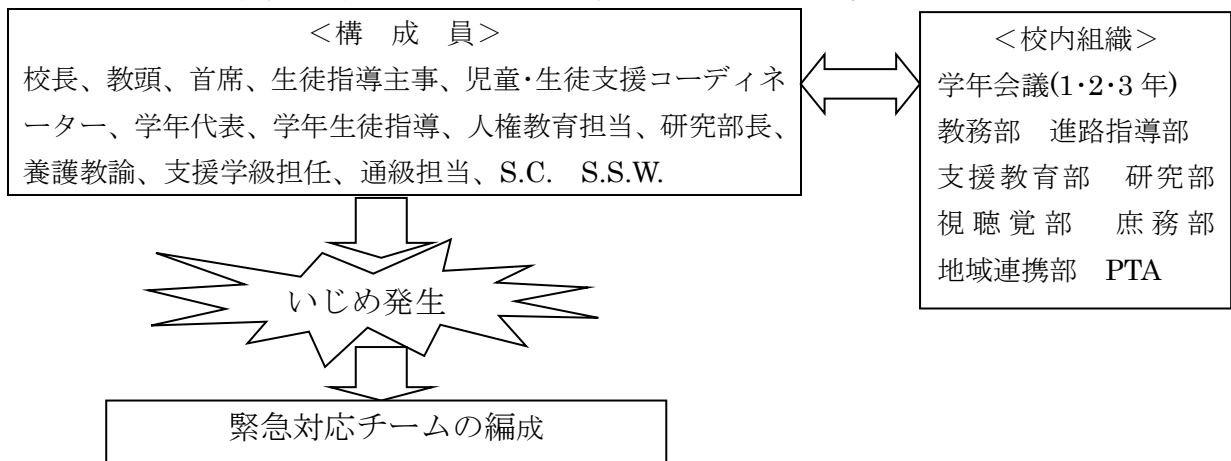
○学校いじめ防止対策基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

○学校いじめ防止対策基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。

○学校いじめ防止対策基本方針が当該学校の実績に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止対策基本方針の見直しを行う役割。

(P D C Aサイクルの実行)

○いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を担う。



4、年間計画

	4月	5月	6月	7月
会議等	いじめ防止対策委員会 ・ 指針方針 ・ 指導計画	保護者向け啓発		教職員研修
防止対策	いじめ意識調査 クラス開き 学年集会で支援学級の紹介	学級・学年作り 人間関係作り 保護者向け学習会		児童・生徒交流会 学年総会
早期発見	家庭訪問		いじめアンケート 生徒面談	期末個人懇談

	8月	9月	10月	11月
会議等	いじめ防止対策委員会 ・ 情報共有 ・ 2学期の計画			
防止対策		生徒向け学習会		児童・生徒交流会
早期発見	生徒面談			いじめアンケート 生徒面談

	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ防止対策委員会 ・ 情報共有 ・ 3学期の計画			いじめ防止対策委員会 ・ 本年度の総括 ・ 来年度への課題検討
防止対策	学年総会		児童・生徒交流会	学級編成会議 小中で新入生情報共有 学年総会
早期発見	期末個人懇談		いじめアンケート 生徒面談	

5、取り組み状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、いじめ防止対策委員会を年に数回開催し、取り組みが計画通り進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校教育基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1、基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、安心して学べる環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2、いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては「教員一人ひとりが相談窓口」としての自覚を持って日々の職務にあたり、学校全体として一致した体制の充実を図る。

生徒に対しては、授業や特別活動のあらゆる局面を通じて、自他両方の人権及び人格を尊重することの大切さを教え育み、ゆるぎない価値観として身につけさせる。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、授業においてグループ学習の場面を設定し、協働して問題解決を図る経験を積ませたり、体育大会や文化祭、宿泊行事や部活動といった特別活動において、生徒一人ひとりの居場所を確保しつつ集団として目標を達成しようとする学級づくりを担当がめざしたりする。それらの支援を教科や学年団、分掌や管理職が組織的に行う。

- (3) 指導上の注意としては、いじめが生まれる背景として勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく必要がある。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教員はたゆまない授業改革を重ねるとともに、I C T機器の効果的な活用を図るなど、自らの授業力の向上に努める。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、担任や顧問が適切なタイミングで必要なアドバイスを行う。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスを感じたとき、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスをコントロールするスキルを学ばせる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、日頃より教職員に対し慎重に指導するよう注意喚起をする。教職員による「いじめられている側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたりはやし立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することを教職員の共通認識として持つようにする。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている。」「満たされている。」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめを防止するような取り組みを推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある。」「大人に言いつけることは卑怯である。」「いじめを見ているだけなら問題はない。」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。その際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1、基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することが多い。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求

められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない

朝のSTと清掃・終礼、授業、部活動、昼休み等の休み時間、廊下でのすれ違い時など、学校にいる全ての時間帯で、「昨日と違う」「表情が暗い」「下を向いて歩く」「しんどそう」「挨拶をしても返してこない」「授業を聞いていない」「部活動に来ない」「給食を食べていない」「手首に包帯がある。」など、生徒が安定して学校生活を送っていないサインを見逃さず、見つけた時には声かけを行い、深刻な場合には学年の教師や生徒指導主事、児童・生徒支援コーディネーター、管理職と共有する。

教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する

担任間での情報共有だけではなく、保健室への来室や主訴、生徒指導や進路指導に関わること、部活動での様子、諸費等の納付状況、学園内小学校との情報共有など、あらゆる場面での気になる生徒の状況の報告・連絡・相談が円滑に行われるようにする。

2、いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、毎学期「いじめアンケート」を実施する。アンケート結果・アンケートを受けての面談結果については全職員で共有する。具体的には、いじめ防止対策委員会をひらき、出てきた内容の共有を必ず行う。
定期的な教育相談として、1・2学期末に全生徒・保護者を対象に個人懇談を、各学期に生徒面談を行っている。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、生徒に何らかの変化があった時や、学校で起こったことを、良いことも良くないことも含めて、こまめに保護者に連絡する。必要があれば、家庭訪問するなり保護者に来校していただくなりして、直接お伝えする。
- (3) アンケートや懇談、生徒面談で得た個人情報については、その対外的な取り扱いについて十分注意する。

第4章 いじめに対する考え方

1、基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通

じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2、いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。
(積極的ないじめ認知をすすめる。)

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。また、生徒の保護者から「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年生徒指導・生徒指導主事・児童・生徒支援コーディネーター・管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を開き情報を共有する。その後は当該学年が中心となって、速やかに関係生徒に事実確認を行い、いじめ防止対策委員会とも連携しながら指導していく。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、速やかに生徒指導主事や管理職が教育委員会に報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等によって直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3、いじめられた生徒や保護者への支援

いじめた生徒に対する指導や保護者の協力などにより、いじめられた生徒が落ち着いて授業を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4、いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅

かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5、いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確にその事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心への共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた生徒や、見て見ぬふりをしてきた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めることになっているということを理解させるようにする。

いじめに同調していたりはやし立てたりしていた生徒や、見て見ぬふりをしてきた生徒は、いつか自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめを絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えるとともに、全職員が同じ意識でいじめに取り組んでいく。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、お互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう務める。

そのため認知されたいじめ事象について、地域や家庭などの背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通してその背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や文化祭、宿泊行事などは、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6、ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聴き取りなどの調査、生徒が被害にあった場合のケアなど、必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者への精神的ケアに務める。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、外部機関とも連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、専門知識を持った外部講師を招き、生徒・保護者を対象とした学習会を持つ。

7、いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をした場合、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがあるので、学校としての対応を心がける。

校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

